

最近の主な動向について

最近の主な動向について①

「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～ (抜粋) (令和5年6月13日閣議決定)

Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

２．全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(５) 多様な支援ニーズへの対応

～社会的養護、障害児、医療的ケア児等の支援基盤の充実とひとり親家庭の自立支援～

(障害児支援、医療的ケア児支援等)

- 障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児の支援体制の強化や 保育所等におけるインクルージョンを推進する。具体的には、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、専門的な支援の提供と併せて、地域の障害児支援事業所や保育所等への支援を行うなどの機能強化を行うとともに、保育所等への巡回支援の充実を図る。また、医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもたちへの対応のため地域における連携体制を強化する。こうした体制の強化が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地域の支援体制の整備を促進する。

経済財政運営と改革の基本方針2023 (抜粋) (令和5年6月16日閣議決定)

第2章 新しい資本主義の加速

３．少子化対策・こども政策の抜本強化

(こども大綱の取りまとめ)

こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進めるとともに、家庭・教育・医療・保健・福祉の連携の下、発達障害児や強度行動障害を有する児童、医療的ケア児を始めとする全ての障害のあるこどもへの支援体制の整備等、多様なニーズを有するこどもの地域の支援基盤の強化を図る。

最近の主な動向について②

部会の設置について (令和5年4月21日こども家庭審議会決定) (抜粋)

こども家庭審議会令 (令和5年政令第127号) 第6条第1項に基づき、こども家庭審議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、それぞれ、同表の中欄に掲げるとおりとし、その庶務は、それぞれ、同表右欄に掲げる課又は参事官において処理する。

名称	所掌事務	庶務
基本政策部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 こども大綱の案の策定に向けた検討及び同大綱に基づく施策の実施状況の検証・評価 2 こどもの意見の政策への反映に係る仕組みづくり・環境整備に関する調査審議 3 児童の権利に関する条約に係る取組に関する調査審議 (児童の権利委員会の総括所見の国内施策への適切な反映等) 4 その他こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項の調査審議 	長官官房参事官 (総合政策担当)
幼児期までのこどもの育ち部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針 (仮称) の策定に関する調査審議 2 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に関する調査審議 3 その他こどもの育ちのサービスに関する調査審議等 (こどもの預かりサービスの在り方に関する議論を含む。) 	成育局成育基盤企画課及び保育政策課
こどもの居場所部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 こどもの居場所づくりに関する指針 (仮称) に関する調査審議 2 放課後児童施策に係る調査審議 3 遊びのプログラム等に関する調査審議 	成育局成育環境課

こ 総 政 第 21 号
令 和 5 年 4 月 21 日

こども家庭審議会

内閣総理大臣 岸田 文雄
(公印省略)

こども家庭審議会に対する諮問について (依頼)

こども家庭庁設置法第7条第1項に基づき、下記事項について諮問します。

記

【諮問第1号】

今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について

【諮問理由】

別紙のとおり

【諮問理由】

令和5年4月1日に施行された子ども基本法において、以下のとおり、規定されています。

- ・ 政府は、子ども施策を総合的に推進するため、子ども施策に関する大綱（以下「子ども大綱」という。）を定めなければならない。（第9条第1項）
 - ・ 子ども大綱は、子ども施策に関する基本的な方針、子ども施策に関する重要な事項、子ども施策を推進するために必要な事項について定めるものとする。（第9条第2項）
 - ・ 子ども大綱は、少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項を含むものでなければならない。（第9条第3項）
 - ・ 子ども大綱に定める子ども施策については、原則として、当該子ども施策の具体的な目標及びその達成期間を定めるものとする。（第9条第4項）
 - ・ 政府は、子ども大綱の定めるところにより、子ども施策の幅広い展開その他の子ども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。（第16条）
 - ・ 子ども政策推進会議が、子ども大綱の案を作成する。同会議は、子ども大綱の案を作成するに当たり、子ども及び子どもを養育する者、学識経験者、地域において子どもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。（第17条第2項第1号及び第3項）
- これらを踏まえ、令和5年4月18日に開催された子ども政策推進会議において、子ども大綱の案の作成の進め方について、子どもや若者、子育て当事者等の意見に耳を傾けながら、子どもの健やかな成長への支援、困難な状況にある子ども・若者への支援、子育て支援、子ども・若者を支援する担い手の育成等に係る幅広い分野の様々な英知を結集して議論を進める必要があることから、子ども家庭審議会に対し、内閣総理大臣から、今後5年程度を見据えた子ども施策の基本的な方針や重要事項等について諮問し、子ども家庭審議会において、子どもや若者、子育て当事者の視点に立つて、具体的な議論を進めることが決定されました。

については、子ども大綱の検討に向けた論点整理等がまとめられた「子ども政策の推進に係る有識者会議第2次報告書」（令和5年3月28日）を踏まえつつ、今後5年程度を見据えた子ども施策の基本的な方針や重要事項等について検討をお願いします。

併せて、「就学前の子どもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」（注1）及び「子どもの居場所づくりに関する指針（仮称）」（注2）の案の策定に向け、具体的な事項の検討をお願いします。その際、子ども大綱の検討と十分に連携を図るよう、お願いします。

（注1）

子どもの誕生前から乳幼児期は、子どもの生涯にわたる Well-being の基礎を培い、人生の確か

なスタートを切るための最も重要な時期であり、社会全体にとっても極めて重要な時期です。だからこそ、育ちの環境の多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」そのもの質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等にかかわらず、この重要な時期の育ちをひとしく保障していく発想へ、社会の認識を転換させていく必要があります。

こうした観点から、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」(令和3年12月閣議決定)において、幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)」を閣議決定し、これに基づき政府内の取組を主導することとされています。

(注2)

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態(Well-being)で成長し、社会で活躍していただけるようにすることが重要です。

こうした観点から、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」において、「こどもの居場所づくりに関する指針(仮称)」を閣議決定し、これに基づき取組を強力に推進することとされています。

以上

こども大綱の案の具体化に当たり、こども・若者や子育て当事者等から聴いた意見を真摯に受け止めるとともに、既存3大綱の進捗と成果を踏まえつつ、本報告に示した考え方及び第1次報告書に記載された具体的施策の実現に向け最大限の努力を求めます。

これまでの検討の経緯

R4.6
こども基本法 成立
(こども大綱策定に関し規定)

R4.9
こども政策の推進に係る有識者会議

R4.9～R5.1
幅広い当事者・関係者から意見聴取



関係団体・有識者
との対話



大臣による児童館・
児童養護施設等訪問



こども大綱の役割

- 既存の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化し、さらに必要な施策を盛り込む。
- 政府を挙げて取り組むべきこども・若者に関する施策、少子化の克服、こどもの貧困に関する施策を幅広く対象。
- こども大綱で、常にこども・若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者に関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現。
- 家庭を持つことや、こどもを産むことや育てることの喜び・楽しさを実感できることで、少子化の克服やこども・若者のより良い成長を実現。

こどもまんなかフォーラム等から得られた気づきや示唆

※得られた意見等については別紙参照

- ① こども・若者の意見表明や参画に関連する事項
- ② こどもや若者の健やかな成長に関連する事項
- ③ 困難な状況にあるこどもや若者、家庭への支援に関連する事項
- ④ 結婚、妊娠・出産、子育てに関連する事項
- ⑤ こども・若者の周囲にいる大人に対する支援に関連する事項
- ⑥ 関係省庁・地方自治体・民間団体等の連携に関連する事項

こども施策の立案・実施に当たって踏まえるべき基本的な共通事項

1 こども・若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者の視点に立って考えること

- ▶こども・若者が、社会や保護者の支えを受けながら、意見表明と自己決定の主体、いわば権利の主体として意見形成・意見表明・社会参画ができること
- ▶声をあげにくいこども・若者への十分な配慮
- ▶こども・若者の意見を施策に反映し、フィードバック、社会に発信

2 こどもや若者のライフステージに応じて切れ目なく対応していくこと

- ▶ライフスタイルによらず、将来の展望を描ける環境整備
- ▶乳幼児期から大人になるまで社会全体で支える

3 全てのこども・若者への対応を基本としつつ、こどもや若者の現在と将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにすること

- ▶全てのこども・若者の幸福（Well-being）向上（居場所・学び・外遊び等）
- ▶全国どこでも必要な支援が受けられる環境整備
- ▶こども・若者が抱える困難に対する重層的アプローチ

4 結婚や子育てに希望を持つことができ、その希望を叶えるようにすること

- ▶子育てに夢と喜びを感じることのできる社会づくり
- ▶結婚や子育てに希望を持てるようにし、その希望を叶える（価値観を押し付けない・プレッシャーを与えない）

5 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視すること

- ▶国が地方自治体と密接に連携、視点を共有しながら施策を推進
- ▶地域の支援団体や若者団体などの共助を行政が支える
- ▶こども・若者に関する国内施策の推進、国際的な取組への貢献

こども施策を進めるに当たっての基本姿勢

1 こどもや若者の人格・個性を尊重する基本認識の共有

- ▶人格・個性・多様性が尊重され、主体的に、尊厳を持ち、幸福に暮らす
- ▶属性等により差別的な取扱いを受けない。こども・若者の可能性を広げる
- ▶こども基本法や児童の権利条約を社会全体に共有

2 こども・若者のライフステージに応じた切れ目ない施策の確保

- ▶成育過程において、関係機関等が連携し保健・療育・福祉・教育を提供
- ▶学校等の場をプラットフォームとして、相互に協力

3 若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者が結婚や子育てに希望を持つことができ、その希望をかなえられる環境の整備

- ▶結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目ない支援の推進
- ▶地域の実情に応じたきめ細かな取組や、全ライフステージにわたる雇用環境等の整備・働き方改革を進める

4 こども・若者に関わる大人への重層的な支援の確保

- ▶保護者が自己肯定感を持ち、幸せにこどもと向き合える環境を整える
- ▶支援者が喜び・幸せ・充実を感じ、安心したキャリアパスを描ける環境を整える、多様な人材確保・育成

5 誰一人取り残さず、確実に届ける支援の充実

- ▶制度・組織による縦割りの壁、18歳や20歳などの年齢の壁を克服した、プッシュ型・アウトリーチ型支援
- ▶個別ニーズに応じたきめ細かい支援及びインクルージョン推進の観点から施策を講じることが重要

6 EBPMの推進

- ▶中長期的視点に立ったPDCAサイクル構築、効果の点検・評価・公表
- ▶大学・民間研究機関等と連携した、包括的な観点での調査研究



【1】経緯

- **こどもの誕生前から乳幼児期は、こどもの生涯にわたる Well-being の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期**であり、**社会全体にとっても極めて重要な時期**。だからこそ、育ちの環境の多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「**こどもの育ち**」**そのものの質**にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含む**こどもの置かれた環境等**にかかわらず、この重要な時期の育ちをひとしく保障していく発想へ、**社会の認識を転換させていくことが必要**。
- こうした観点から、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月閣議決定）において、**幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称※当時）」**を閣議決定し、これに基づき政府内の取組を主導することとされている。

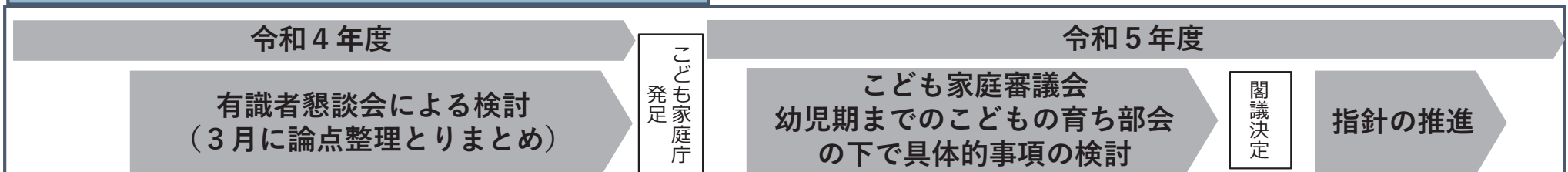
【2】検討状況（論点整理は別紙参照）

- こども家庭庁準備室の下に設置した「「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会」の報告（令和5年3月30日）において、**基本的な指針（仮称）の策定に向けた論点整理がなされた。（概要は別紙のとおり）**
- 令和5年4月21日に内閣総理大臣からこども家庭審議会に対してなされた諮問「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について」を受け、**今後、幼児期までのこどもの育ち部会を中心に、こども大綱の検討と十分連携を図りながら基本的な指針（仮称）の策定に向け、具体的な事項の検討**をしていく予定。

小倉大臣による解説動画
(4分弱)はこちら↓



【3】検討スケジュール



「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会報告で示された論点整理(2023.3.30)のポイント

目的

こども基本法の目的・理念に則り、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こどもの誕生前から幼児期までを切れ目なく、こどもの心身の健やかな育ちを保障し、こどもの育ちを支える社会(環境)を構築するためにすべての人で共有したい基本的な考え方と、その取組の指針を示すことで、こども基本法の目指す、次代の社会を担うすべてのこどもが、その権利が守られ、将来にわたって幸福（Well-being）な生活を送ることができる社会の実現を目的とする。

- ▷視点：こどもの育ちそのものへ着目、施設類型を越え、日常的にこどもと関わらない人を含め対象
- ▷考え方の柱：身体・心・社会（環境）の3つの視点を一体的に／安心と挑戦の循環（愛着が鍵）／こどもまんなかチャートの視点
- ▷具体化の方向性：育ちの時期ごとに、こどもまんなかチャートも参考に、誰と何を共有したいかを具体化。施策はこども大綱と連携。

こども家庭審議会諮問第1号「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について」(2023.4.21)【抄】

併せて、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」及び「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」の案の策定に向け、具体的な事項の検討をお願いします。その際、こども大綱の検討と十分に連携を図るよう、お願いします。

「幼児期までのこどもの育ち部会」における具体的検討事項

基本的な指針の対象となる主たる範囲と検討における留意点

- ▷こどもの誕生前から幼児期までを切れ目なく対象。
- ▷妊娠以前や、小学校就学以降の育ちとの接続に留意。
- ▷名称も、こどもの育ちに着目したものとするに留意。
- ▷大切な理念として目指したい姿や共有したい考え方について示す。なお、恒常的な指針を目指す、必要に応じて見直しも想定。
- ▷こども大綱（今後5年間をメドに、学童期以降も含めより広くこども施策に関する基本的方針や重要事項等を定める）との連携に留意。

検討事項の論点案

1. 社会全体の意識転換を主導する基本的な指針の策定に向けた検討

- ▷論点整理の考え方の柱も踏まえ、育ちの時期ごとに、こどもまんなかチャートも参考に「誰と何を共有したいか」の具体化が必要。
- ▷心身・社会的状況にかかわらずひとしく保障する方策、こどもと日常的には関わる機会がない人も含むすべての人へ真に届く方策にも留意。
- ▷こども大綱の検討と連携し、こども施策を総合的に整理し、基本的な指針の考え方と連動させていくことが必要。

2. 基本的な指針で示す理念や考え方を具体的に実現するための方策の検討

- ▷基本的な指針で示した内容を、絵本や外遊びといった具体的なこどもの活動内容に落とし込むなど、家庭・地域・各幼児教育・保育施設において、こどもの日々の育ちを支えるための手がかりを示す方策が必要。
- ▷保育所、認定こども園、幼稚園や保育士等の養成施設等に基本的な指針で示した内容をいち早く伝え、実践につなげるための方策が必要。

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）策定 に向けたスケジュール（案）

5月16日 第1回

- ・ 諮問に基づき、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」について部会での審議開始

6～7月 月1～2回程度

- ・ 関係団体等へのヒアリング
- ・ 中間とりまとめに向けた審議

8～9月 月1回程度

- ・ 中間とりまとめ

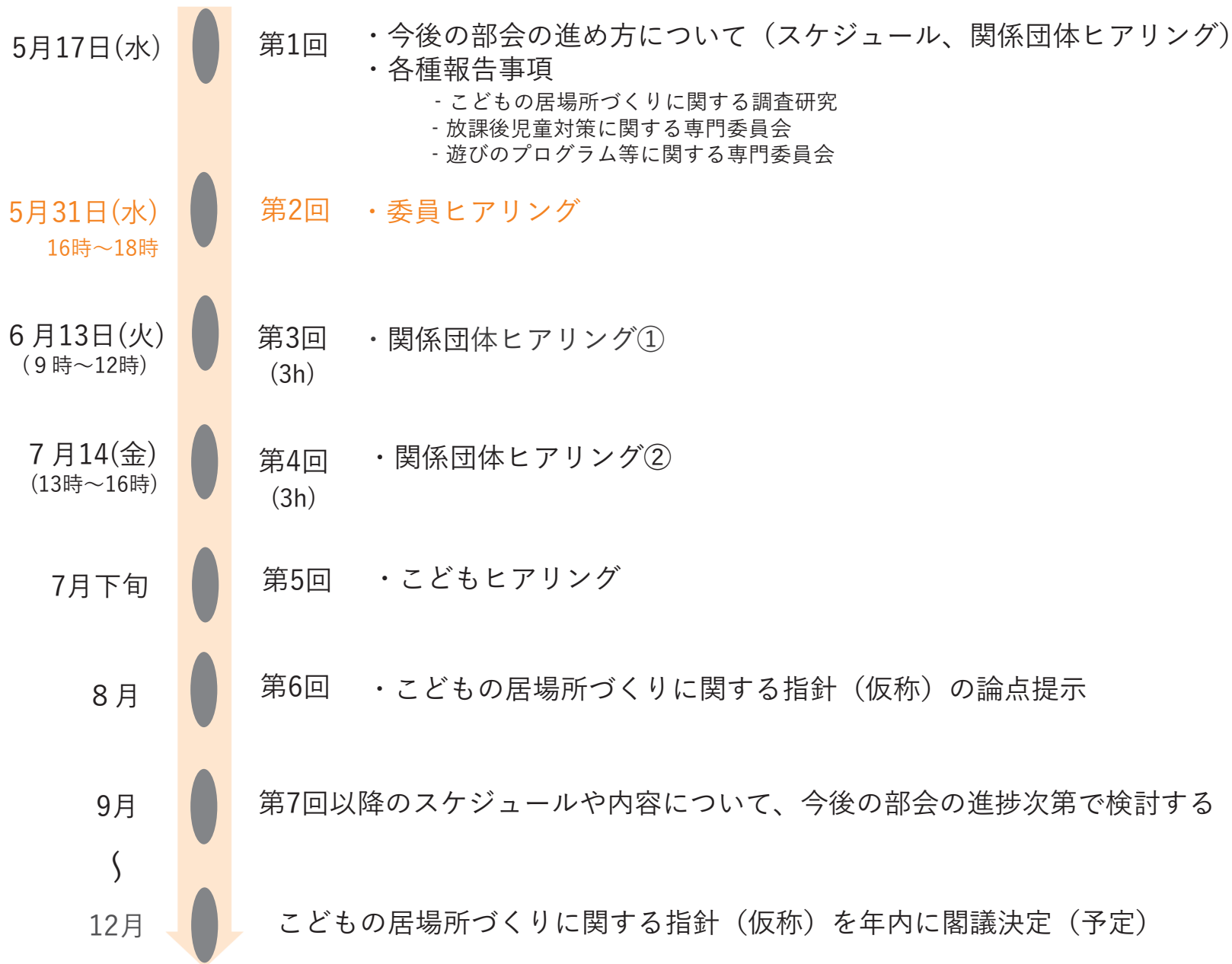
9月以降 月1回程度

- ・ 最終とりまとめに向けた審議
- ・ 最終とりまとめ

※ 最終とりまとめの内容は、こども家庭審議会の答申に反映。その後、所要の手続きを経て「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」を閣議決定。

こどもの居場所部会スケジュール案

第2回 こどもの居場所部会	
令和5年5月31日(水)	資料2



こどもの居場所づくりに関する調査研究 報告書概要

- 事業概要、検討体制-

令和5年3月

第1回 こどもの居場所部会

令和5年5月17日(水)

資料4-1

こどもまんなか
こども家庭庁

*こども家庭庁は令和5年4月1日の設立です。

● 調査研究の趣旨・目的

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針では、「全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態（Well-being）で成長し、社会で活躍していけるようにすることが重要である。」ことを、今後のこども政策の基本理念としている。こども家庭庁では、この理念に基づき、こども・若者が安心して過ごすことができる場の整備に関する事務を所掌するとともに、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」を閣議決定し、これに基づいて強力に推進することとしている。

本指針の策定に資するよう、こども・若者の居場所についての実態把握や論点整理、こども・若者の居場所づくりの理念・視点のとりまとめを行うことを目的とする。

● 実施内容

▶ 検討委員会の設置・運営

こども・若者の居場所に知見を有する学識者、民間団体、居場所を活用した経験のある若者等で構成。（全5回）

▶ 先行調査の整理・分析

こども・若者の居場所に関する国内の先行調査や、国や地方公共団体・民間団体等の取組についての公表情報を整理。

▶ 有識者や関係団体等へのヒアリング

こども・若者の居場所に知見を有する有識者や、居場所づくりを行う民間団体・地方公共団体等へ、ヒアリングを実施。

▶ こども・若者からの意見聴取

こども・若者へヒアリング・アンケートを実施し、居場所のニーズを把握。検討委員会のとりまとめについて、意見を聴取。

▶ 報告書の作成

居場所づくりに関する論点整理や、居場所づくりの理念・視点をとりまとめた報告書を作成。

● 検討委員会 構成員

※50音順、敬称略、○：座長

青山 鉄兵 文教大学 人間科学部 准教授

阿比留久美 早稲田大学文学学術院 准教授

荒木 裕美 NPO法人ベビースマイル石巻 代表理事

大空 幸星 NPO法人あなたのいばしょ 理事長

菅野 祐太 認定NPO法人カタリバ ディレクター

山本 昌子 ACHAプロジェクト 代表

○ 湯浅 誠 東京大学先端科学技術研究センター 特任教授

李 炯植 NPO法人Learning for All 代表理事

* こども基本法では、心身の発達の過程にある者を「こども」と定義され、「こども」と表記されている。一方、子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月子ども・若者育成支援推進本部決定）において、思春期（中学生からおおむね18歳まで）・青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満（施策によってはポスト青年期の者））の者を若者と表記されている。「こども」は特定の年齢以下の者を指すのではなく、また「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが、本事業で調査対象とした居場所づくりを進める団体においては、若者のための居場所と題して取り組まれている場合もあることから、本事業においては、「こども・若者」と表記した。

居場所の現状と課題、及び提言

- 背景、居場所の位置づけ -

● 背景

社会の変化を踏まえた居場所づくりの必要性

- 地域のつながりの希薄化、少子化によるこども・若者同士の育ち合い・学び合いの機会の減少等により、「こども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっている。特に地方部では過疎化が進展し、地域の居場所づくりが課題。
- 今後、地域交流の場を新たに創出する、意図的に居場所をつくりだそうとする営み（居場所づくり）が求められる。

課題の複雑化・複合化、価値観の多様化に伴う居場所づくりの必要性

- 孤独・孤立への不安、児童虐待の相談対応件数や不登校、ネットいじめ、自殺するこども・若者の増加等、こども・若者を取り巻く課題は複雑かつ複合化しており、これら喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かく対応した居場所をつくり、誰も取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う必要がある。
- 価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様な居場所づくりが求められる。

● 居場所の位置づけ

家庭、学校を含め、こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが「居場所」となりえると整理

考察の対象とした居場所

- 共助又は公助により成り立っている居場所
 - 遊びや体験活動、オンライン空間なども含んだ居場所
 - 校内カフェなど、学校という「場」を活用して行われる居場所 など

考察の対象外とした居場所

- 家庭や、児童養護施設・里親など、保護者に代わって家庭と同様の養育環境を提供する場*
- 学校が行う教育活動*
- 営利活動としての塾やゲームセンター など

* こども・若者にとって、家庭や学校は、過ごしている時間の長さからも居場所として大きな位置を占めており、今回考察の対象とした居場所との連携や協働をどう図っていくかなど、更に検討が必要。

居場所の現状と課題、及び提言

- 居場所づくりにおける理念と大切にしたい視点 -

● 子ども・若者の居場所づくりにおける理念

心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、子ども・若者の権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができることを目指す。

*こども基本法及び、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針に定められている理念に沿って作成

● 子ども・若者の居場所づくりにおいて大切にしたい視点



- 居場所づくりにおいて重要なことは、**子ども・若者の主体性の尊重**である。
 - その場を居場所と感じるかどうかなど等は、本人が決めることである。
 - そうした観点から、**子ども・若者の声（視点）**を軸に「居たい・行きたい・やってみしたい」の3つの視点で整理した。
- *子ども・若者の声には相互に矛盾するものもあるが、多様な居場所づくりにおいてそれぞれ尊重したい視点であるため、そのまま記載した。居場所が求められる根拠として受け止められることを願う。

“居たい”

- 居ることの意味を問われないこと
- 信頼できる人、味方になってくれる人がいること
- 過ごし方を選べること
- ありのまま、素のままでいられること
- 誰かとつながれること
- 気の合う人がいること
- 安心・安全な場であること
- くつろげる環境が整っていること
- 居ただけ居られること
- 助けてほしいときに、助けてくれる人がいること
- 誰かとコミュニケーションできること
- 話を聴いてくれること
- 別の目的をもった人がいても、同じ空間にいられること
- 一人で居ても気にならないこと

“行きたい”

- 自分を受け入れてくれる誰かがいること
- 身近にあること
- 気軽に行ける、一人でも行けること
- お金がかからずに行けること
- 誰でも行けること
- 行くきっかけがあること
(必要に応じて、子ども・若者へアウトリーチで関わること)
- 自分と同じ境遇や立場の人がいること
- いつでも行けること
(子ども・若者自身が居場所に行く時間を選べること)

“やってみしたい”

- いろんな人と出会えること
- 好きなこと、やりたいことができること
- 自分の意見を言える、聴いてもらえること
(自分の意見が反映されること)
- 一緒に学ぶ人、
学びをサポートしてくれる人がいること
- いろんな機会があること
(興味や希望に沿ったイベントがあること)
- 未来や進路を考えるきっかけがあること
- あこがれを抱ける人がいること
- 新しいことを学べること
- 自分の役割があること

居場所の現状と課題、及び提言

- 居場所の種類（分類） -

下記の軸は、「対象」に基づき分類を試みたが、1つの居場所の中でも混在しており、濃淡がある。
重要なことは、さまざまなニーズや特性を持つこども・若者が、各々のニーズに応じた居場所を持てることである。

ユニバーサル/ポピュレーション

対面（リアル）

仮想（オンライン）

ユニバーサル/ポピュレーション：全てのこども・若者を対象とする居場所

児童館、公民館、図書館 放課後児童クラブ*

放課後子供教室、子ども会、スポーツ少年団

公園や校庭、プレーパークなどの外遊び

ユースセンター/青少年拠点 など

オンラインでの体験活動等

混在型：両者が混在している居場所

フリースペース こども食堂

校内カフェ 学習・生活支援の場 など

オンラインの居場所

ターゲット/ハイリスク：特定のニーズを持つこども・若者を主な対象（利用者の制限有）とする居場所

放課後等デイサービス

若者シェルター 児童育成支援拠点事業

特定のニーズを抱えたこども・若者向け施設・場

↳ 障害、性的マイノリティ、ケアリーバー、外国籍など など

オンラインの居場所
(オンライン相談支援等)

ターゲット/ハイリスク

* 放課後児童クラブは保護者が労働等により昼間家庭にいないこどもを対象としており、その意味ではターゲットに分類できるが、約139万人（令和4年5月現在）の利用者という規模から考え、ポピュレーションに分類

居場所の現状と課題、及び提言

-居場所に共通する課題と対応の方向性-

*こども家庭庁は令和5年4月1日の設立です。

課題
1

居場所の安心・安全の確保

大人から搾取されたり、犯罪に巻き込まれることなく、安心・安全な居場所を確保する必要がある。専門性や領域を横断しながらコーディネートできる人材の不足等の課題もある。

課題
2

こども・若者の声を聴き、 こども・若者の視点に立った居場所づくり

こども・若者の声を聴き、適切に反映させる仕組みの整備や、大人のこども・若者の権利に関する理解が不足している。

課題
3

多様な居場所を増やすこと

地域のニーズを調査、把握し、各種の資源を活用しながら、地域の中に居場所を充足させていく役割を担う人材、居場所の運営や経営を支援する人材等が不足している。

課題
4

居場所とこども・若者をつなぐこと

地方部での居場所へのアクセスの確保や、居場所の情報を、保護者やこども・若者が入手できる環境の整備が課題。居場所につながりにくい層へのアプローチや、居場所につながるきっかけづくりとしてのアウトリーチ等も検討する必要がある。

課題
5

居場所を継続すること

居場所の持続可能性を高める上で、居場所を運営する団体の経営の安定性や、人材確保・雇用の安定化、居場所を運営する人材への精神面などのケアの不足等の課題がある。

対応策
1

こども・若者の声を聴き、 こども・若者の視点に立った居場所づくり

こども・若者自身が自らの権利について学ぶ機会や、居場所づくりを行う大人が、こども・若者の権利を理解し、守っていくことが必要。こども・若者の声を聴き、適切に居場所づくりに反映させる仕組みや、こども・若者とともに居場所をつくっていく仕組みの整備が必要。

対応策
2

居場所における支援の質向上と環境整備

安定した人材確保や支援の質向上のため、居場所において職務として直接支援に当たる者の処遇改善を図るとともに、複合化する課題への対応等に向けた居場所間の連携や研修の充実、居場所を運営する人材の精神面へのケア等が求められる。

対応策
3

地域の居場所をコーディネートする 人材確保、育成への支援

地域のニーズを把握し、居場所づくりの担い手を含む資源の発掘・活用や、地域づくりとの連携など、地域の居場所全体をコーディネートし、多様な居場所を確保する人材が必要である。

対応策
4

居場所づくりに取り組む団体を支援する 「中間支援団体」への支援

居場所づくりを担う団体等への支援と合わせ、安定的で質の高い居場所運営には、運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営が求められるため、運営ノウハウや人材育成をサポートする団体の存在が必要である。

対応策
5

官民の役割分担(共助・公助の組み合わせ)

これまで地域コミュニティや民間団体が果たしてきた役割や自主性を踏まえること、同時に、人材育成や特別なニーズのあるこども・若者には公的な支援のもとで手厚い支援を提供するなど、居場所の性格や機能に応じて、共助・公助を適切に組み合わせることが必要である。

最近の主な動向について③

規制改革実施計画（抜粋）（令和5年6月16日閣議決定）

障害福祉分野における手続負担の軽減（ローカルルールの見直し等）

a こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者（以下これらを総称して「障害福祉サービス等事業者」という。）が、障害者総合支援法及び児童福祉法（その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、障害福祉サービス等事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討し、内容、件数及び処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。

b こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書及び指導監査関連文書について、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成する。その際、当該標準様式等については、押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請するとともに、先行して標準様式が定められている介護サービスと共通化可能な部分は共通化することを基本とする。

その上で、障害福祉サービス等事業者が、当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる方向で検討する。

なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。

c こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び相談支援並びに児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所施設及び障害児相談支援の指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、障害福祉サービス等事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、bの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするため、障害福祉サービス等事業者の選択により、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する。その際、特段の事情があり、当該システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無についてはこども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。

なお、システムの整備に関する検討の結果を得るまでの当面の間、こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したウェブ上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。

d こども家庭庁及び厚生労働省は、bの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく障害福祉サービス等事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現する方向で検討する。その際、特段の事情があり、cのシステムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無についてはこども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。

e こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき行う必要がある申請、届出その他の手続に関する負担軽減に係る地方公共団体の取組状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、押印廃止の進捗状況及び紙による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。

f こども家庭庁及び厚生労働省は、bの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、地方公共団体による独自ルールの明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する。

実施時期

a,e：令和5年度措置

b：（前段）令和5年度措置、（中段）令和5年度検討・結論

c：（前段）可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論、（後段）令和5年度措置

d：可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論

f：令和6年度措置